

飛島村週休2日工事実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地域の守り手である建設業の持続的な発展のため、建設現場の労働環境改善及び将来の担い手の確保に向けた取組の一つとして、発注者指定型の週休2日工事の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 現場閉所 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態
 - (2) 工事完成日 完成通知書提出日
- (対象工事)

第3条 この要領の対象とする工事（以下「対象工事」という。）は、飛島村が発注する工事で、次の各号のいずれかに該当する工事を除いたもののうちから村長が指定したものとする。

- (1) 著しく施工期間が短い工事（施工必要日数が5日以内の工事）
- (2) 通年維持工事等小規模な現場が点在する工事
- (3) 緊急の応急復旧工事

(形式)

第4条 週休2日工事の形式は、次のとおりとする。

- (1) 完全週休2日（土日） 次条における対象期間内において「土曜日」「日曜日」を基本の現場閉所日とすることをいう。1週間の定義は「月曜日から日曜日まで」とする。ただし、地元条件等により、土曜日又は日曜日に作業を行う場合は、同一週で土曜日又は日曜日に代わる現場閉所日（振替閉所日）を指定するものとする。また、夜間工事は曜日を跨ぐため、週7回の夜間のうち、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所を行っていれば、完全週休2日（土日）を達成しているものとみなす。

(2) 月単位の週休2日 次条における対象期間内のすべての月ごとにおいて現場閉所率(現場閉所日数/対象期間日数)が28.5%(4週8休)以上であることをいう。暦上の土曜日及び日曜日の現場閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日及び日曜日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に、4週8休(28.5%)以上を達成しているものとみなす。

(3) 通期の週休2日 次条における対象期間内において現場閉所率(現場閉所日数/対象期間日数)が28.5%(4週8休)以上であることをいう。

(対象期間)

第5条 対象期間は契約締結日の翌日(フレックス工期を適用する場合は工事の始期)から工事完成日までのうち、以下の非対象期間を除いた期間とする。

(1) 準備期間(契約締結日の翌日から施工を開始するまでの期間で、現場事務所等の設置、測量はこの期間に含む。)

(2) 後片付け期間(施工を完了した日の翌日から工事完成日までの期間)

(3) 夏季休暇(3日間)

(4) 年末年始休暇(6日間)

(5) 工場製作のみの期間

(6) 工事全体を一時中止している期間

(7) 発注者が週休2日の対象外とする作業を実施する期間(施工条件や地元条件、災害対応等、受注者の責によらず週6日以上現場作業を余儀なくされる期間)

(取組内容)

第6条 週休2日工事の取組内容は、次のとおりとする。

(1) 発注者は、仕様書において、以下のことを明示する。

ア 本要領の対象工事であるか否か

イ 対象工事の場合で、第5条第7号に該当する週休2日の対象外の作業を設定する場合はその内容

(2) 本要領の対象工事は、工事名の末尾に「(週休2日)」を追記する。

(3) 対象工事の受注者は、当初施工計画書(工場製作を伴う場合は、現場施工計

画書)に、現場閉所予定日及び非対象期間が分かる現場閉所計画表を添付し提出する。

(4) 対象工事の受注者は、毎月5日までに工事打合簿により実施結果(現場閉所日及び非対象期間を明示)を提出するものとし、監督員はこれを確認する。

(5) 受注者は完全週休2日(土日)又は月単位の週休2日が達成できないことが判明した場合は、速やかに監督員に報告すること。

(6) 発注者が週休2日工事等に係るアンケート調査やヒアリング調査を実施する場合には、受注者は、これに協力しなければならない。

(7) 対象工事の受注者は、通期の週休2日及び月単位の週休2日が達成できなかった場合は、未達成の要因及び改善策を工事完成検査日までに発注者に報告する。なお、受注者の責によらず達成できなかった場合はこの限りでない。

(週休2日の取得に要する費用の計上)

第7条 積算における補正係数は、愛知県週休2日工事实施要領(土木工事編)に準ずるものとする。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和8年1月5日から施行する。